

## 高齢者虐待防止連絡会実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する高齢者虐待防止連絡会（以下「連絡会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (連絡会の設置)

第2条 各関係機関代表者の、組織的な取り組みによる連絡調整・体制整備の検討実施を行なうことで要援護高齢者等の虐待防止及び早期対応を図ることを目的に連絡会を設置する。

### (所掌事務)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関相互の情報交換を通じ、相互理解を深め方向性を一致させること。
- (2) 関係機関が行なう事業などを効果的に連携し、それぞれの役割を明確にする中で高齢者の安全を図ること。
- (3) 被虐待者を取り巻く家族などへの支援に関すること。
- (4) 虐待事例に係わる体制的な取り組みに関すること。
- (5) 啓発活動に関すること。
- (6) その他 虐待防止に関すること。

### (構 成)

第4条 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域包括支援センター職員各代表者
- (2) 居宅介護支援事業者代表者
- (3) 介護サービス事業者代表者
- (4) 社会福祉協議会担当者
- (5) 行政関係者（各区役所担当者・高齢者福祉課 等）
- (6) 警察担当者
- (7) 弁護士
- (8) 学識経験者
- (9) その他 必要と認める者

### (会 議)

第5条 連絡会の会議は、必要に応じて開催する。

2 連絡会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (庶 務)

第6条 連絡会の庶務は、浜松市役所高齢者福祉課におく。

### (守秘義務)

第7条 連絡会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。